



詳細①

厚生労働大臣が定める疾病などは以下の疾患または状態が対象になります。

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髓小脳変性症
- ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患

(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る))

- ・多系統萎縮症

(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群)

- ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・**ライソゾーム病**
- ・**副腎白質ジストロフィー**
- ・**脊髄性筋萎縮症**
- ・**球脊髄性筋萎縮症**
- ・**慢性炎症性脱髄性多発神経炎**
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態及び急性増悪期の場合

※赤字は平成24年4月から追加で対象となった疾患

これらの疾患および状態の療養者への訪問看護は介護保険や障害者自立支援法の対象であっても医療保険から受けることになります。

詳細②

第2号被保険者の特定疾病は以下をご参照ください。

40歳から64歳まで(2号被保険者)の方が介護保険サービスを利用できるのは、老化に起因して発症した下記1~16までの「特定疾病」が原因となっており、介護が必要であると認定された場合に限りです。

特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

特定疾病の種類

1. 末期がん
(医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)
2. 筋萎縮性側索硬化症
3. 後縦靭帯骨化症
4. 骨折を伴う骨粗しょう症
5. 多系統萎縮症
6. 初老期における認知症
7. 脊髓小脳変性症
8. 脊柱管狭窄症
9. 早老症
10. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
11. 脳血管疾患(外傷性を除く)
12. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
13. 閉塞性動脈硬化症
14. 関節リウマチ
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

注意事項

1. 40歳から64歳までの方が介護認定の申請をする場合は、申請書の「特定疾病名」の欄に、上記1~16までの特定疾病の名称と、加入している医療保険の名称を必ずお書きください。

なお、主治医意見書で特定疾病に該当することが確認できない場合は、認定申請は却下されますので、ご注意ください。